

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第41回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

### 第1 日時

平成28年3月10日(木) 午前10時00分から午前11時00分まで

### 第2 場所

名古屋高等裁判所第1共用室

### 第3 出席者

(委員長) 伊藤納(裁)

(委員) 入谷正章(弁), 小島吉晴(検), 小林量(学), 千先宣樹(学)

(庶務) 村上名古屋高裁総務課長, 佐野名古屋高裁総務課課長補佐

(説明者) 森島名古屋高裁事務局長

### 第4 議題

- 1 平成28年10月から平成29年1月までの再任(判事任命)候補者に関する情報収集について
- 2 その他

### 第5 議事(進行)

#### 1 新委員の紹介

1月6日付けで伊藤納委員が, 2月18日付けで小島吉晴委員が, それぞれ新たに地域委員に任命された旨の紹介がなされた。

#### 2 委員長選出

委員の互選により, 委員長に伊藤納委員が選出された。

#### 3 委員長代理の指名

委員長から, 委員長代理として小林量委員が指名された。

#### 4 指名諮問委員会における審議結果等の説明

- (1) 庶務から, 平成27年12月4日に行われた下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「指名諮問委員会」という。)における判事補から判事への任命候補者, 判事の再任候補者及び弁護士任官候補者関係の答申結果につき, 説

明がなされた。

- (2) 庶務から、平成28年2月19日の指名諮問委員会の協議の概要及び地域委員会に対する今回の依頼内容等につき、説明がなされた。

## 5 平成28年10月から平成29年1月までの再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

情報収集を依頼する範囲について、もっと多くの情報が集まるような方策を考えた方がよいのではないかとの意見が出されたが、指名諮問委員会で情報収集の範囲を変更する必要はないとの協議がなされていることから、従前どおり現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に依頼することとされた。

情報受付の周知依頼文について、弁護士会の段階評価式アンケートは地域委員会とは無関係に、アメリカ合衆国の某州で行われているものを参考に情報の端緒として弁護士会が独自で行っているものであるとの発言や、段階評価式アンケートや組織による取りまとめが相当でないと言われる理由についての質問が出されたが、指名諮問委員会での協議結果等を踏まえ、従前の書式を別紙のとおり改め、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、5月31日（火）までとされた。

## 6 その他（次回地域委員会の予定等）

次回の地域委員会について、6月7日（火）午前10時00分に開催し、今回収集する情報の取りまとめ、指名諮問委員会への情報の送付の在り方などを協議することを確認した。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、委員長に相談することとし、委員長が必要と判断した場合には、各委員に諮ることとされた。

以 上

別 紙

平成●●年●月●●日

●●●検察庁の長 殿《各別に宛先記載》

●●●弁護士会会長 殿《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 伊 藤 納

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成28年10月から平成29年1月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

【情報収集における留意事項】

（※検察庁宛に記載）

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、各検察官から直接、当地域委員会宛てに行っていただくよう御配慮をお願いいたします。

（※弁護士会宛に記載）

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いいたします。

なお、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請がありましたので、併せて御配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1 情報の受付期間

平成28年5月31日（火）まで

##### 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（情報の内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できる限り日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きしてください。）又は持参する方法によってください。

文書の宛先 名古屋地域委員会地域委員長

送付先 〒460-8503 名古屋市中区三の丸一丁目4番1号

名古屋高等裁判所事務局総務課長 あて

（注）封筒には「親展」の表示をしてください。

「地域委員会関係」と朱書きしてください。

提出方法等についてのお問合せは、当委員会庶務までお願いします。

電話番号 (052) 203-0174 (ダイヤルイン) (総務課長 村上)

(052) 203-0176 (ダイヤルイン) (同課長補佐 佐野)